改正前
 改正後

 (前略)

(削 略 (構成)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 情報担当の理事(以下「担当理事」という。)
 - (2) 研究担当の理事
 - (3) 部局長 若干名
 - (4) 情報環境機構長
 - (5) 図書館機構長
 - (6) 総務部長
 - (7) 企画・情報部長
 - (8) 研究推進部長
 - (9) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第<u>3</u>号及び第<u>9</u>号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第<u>3</u>号及び第<u>9</u>号の委員の任期は、2年 とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期 の終期を超えることはできない。
- 4 (略)

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前 条第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>9</u>号の委員 のうちから委員長が指名する。
- 3 4 (略)

(後略)

(構成)

第2条 (1) (2) (同 左)

- (3) 図書館担当の理事
- (10) 附属図書館事務部長
- (11) (同 左)
- 2 前項第<u>4</u>号及び第<u>11</u>号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第<u>4</u>号及び第<u>11</u>号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任 期の終期を超えることはできない。
- 4 (同 左)

(委員長及び副委員長)

- 第3条 (同 左)
- 2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前 条第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>11</u>号の委 員のうちから委員長が指名する。
- 3 · 4 (同 左)

附則

この規程は、令和元年11月12日から施行する。